

# 介護保険料について大切なお知らせ

## 保険料の通知は7月に送ります

### 4月の保険料通知がなくなります

- ▷ 令和2年度まで、前々年中の所得状況等と4月1日現在の世帯状況をもとに仮算定した保険料を4月に通知（仮算定通知）し、その後、前年の所得状況等をもとに保険料を本算定し、7月に通知（本算定通知）して이었습니다。（年2回、通知をしていました。）
- ▷ 令和3年度からは、保険料の計算方法をよりわかりやすくするため、4月の仮算定通知を廃止し、7月の本算定通知のみ行います。（年1回、7月の通知のみになります。）  
なお、今年の本算定通知は、7月中旬に発送予定です。

特別徴収の方は裏面をご覧ください

### 普通徴収（納付書・口座振替での納付）の方

#### 納期（納付回数）が年12回→年9回になります

年度における通知が7月のみとなり、普通徴収の納期は、これまでの「4月～翌年3月の毎月末」（年12回）から、「7月～翌年3月の毎月末」（年9回）に変わります。

※ 口座振替の方も「7月～翌年3月末」の振替になり、4～6月の振替はありません。

#### 【変更前】令和2年度まで

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期

12回払い



#### 【変更後】令和3年度から

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期別	—			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

9回払い

#### 納付回数が減っても、納める保険料の年額に影響はありません

普通徴収の方は、納付回数が減るため1回あたりの納付額は増えますが、保険料年額に影響はありません。

4月～6月の間は納付がなくなりますので、7月～翌年3月の納付に向けてご準備いただくよう、ご協力お願いします。なお、1回あたりの納付額が増えたこと等により納付が困難となる場合は、ご相談ください。

# 特別徴収（年金からの差し引き）の方

## 4月と6月の年金からは、同年2月と同額を仮徴収します

4月と6月の年金から差し引く額（仮徴収額）は、同年2月の年金から差し引く額（特別徴収額）とそれぞれ同額です。そのため、4月と6月の仮徴収額を確認する場合は、前年度の通知書をご確認ください。

<例> 令和3年度の場合

令和3年4月の仮徴収額 }  
令和3年6月の仮徴収額 } 令和3年2月の特別徴収額と同額

令和2年度介護保険料納入通知書に記載

- \* 令和3年4月または6月に特別徴収が開始される方は、開始決定の際に、令和2年度の保険料段階をもとに金額を計算し、仮徴収します。
- \* 8月以降は、7月の本算定で決定する保険料年額から4月及び6月に仮徴収した金額を差し引いた後の金額を、8・10・12・2月の4回で分けて特別徴収します。

< 8・10・12・2月の各特別徴収額 >

( 保険料年額 — 仮徴収金額の合計 ) ÷ 4

- \* 新宿区外の住所地特例施設に入居しているなど、新宿区に令和3年度の住民税の課税権がない方の場合、8月は、令和2年度の住民税情報で計算して仮徴収します。(10・12・2月は、令和3年度の住民税情報により計算し、特別徴収します。)

- 
- 65歳になられた、新宿区へ転入された等により令和2年度分の保険料が新たに賦課される方や、所得更正等により令和2年度分以前の保険料に変更があった場合等は、4月～6月にも保険料通知を行います。

## お問合せ

### 新宿区福祉部介護保険課資格係

電話 03-5273-4597 / 03-5273-4273

FAX 03-3209-6010

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1丁目4番1号

新宿区役所本庁舎2階（13番窓口）